

1 荒天時における休校（臨時休業）の判断について

(1) 次のア～カに掲げる気象警報や避難情報が、当日の午前6時から午前8時30分始業時までの間に発令された場合は、「休校（臨時休業）」とする。

- ア 特別警報（大雨特別警報，暴風特別警報，大雪特別警報，暴風雪特別警報）
[安佐北区，安佐南区のいずれかに発令]
- イ 大雨警報と洪水警報の両方[安佐北区，安佐南区のいずれかに発令]
- ウ 暴風警報・暴風雪警報[安佐北区，安佐南区のいずれかに発令]
- エ 大雪警報 [安佐北区，安佐南区のいずれかに発令]
- オ 台風接近中の大雨警報[安佐北区，安佐南区のいずれかに発令]
- カ 避難指示[可部南小学校区に発令]

(2) (1)のア～カに掲げる気象警報発令の有無によらず、当日の午前6時から午前8時30分始業時までの間にJR可部線において荒天による運休が発表されている場合は、「休校（臨時休業）」とする。

2 当日の対応

- (1) 休校（臨時休業）とした場合，生徒は自宅等で身の安全を確保する。
- (2) 自宅（安佐北区，安佐南区以外）のある地域に上記1(1)ア～カの気象警報や避難情報が発令されている場合，もしくは通学上危険が伴う状況と判断される場合は特別欠席として扱い，生徒は自宅等で身の安全を確保する。

3 定期試験日についての対応

当日実施できなかった試験については，予定されていた試験期間最終日の翌日（日曜日・祝日の場合は直近の課業日）に延期して実施する。

4 その他

- (1) 模擬試験や各行事については，ホームページ等で変更を連絡する。
- (2) 部活動については，上記1(1)のア～カに掲げる気象警報や避難情報が発令されている場合もしくは上記1(2)のため登校困難である場合は，原則，実施しない。